

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十八日規則第二十三号

改正

平成二五年 八月二九日規則第四七号

平成二七年 四月 一日規則第三七号

平成二八年 三月二八日規則第一一号

平成三〇年 三月三〇日規則第二一号

令和 三年 三月二二日規則第二一号

令和 六年 三月二八日規則第一二号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 訪問介護（第五条—第二十三条）

第三章 訪問入浴介護（第二十三条の二—第二十六条）

第四章 訪問看護（第二十七条—第二十九条）

第五章 訪問リハビリテーション（第三十条・第三十一条）

第六章 居宅療養管理指導（第三十二条・第三十三条）

第七章 通所介護（第三十四条—第四十二条）

第八章 通所リハビリテーション（第四十三条—第四十五条）

第九章 短期入所生活介護（第四十六条—第五十八条）

第十章 短期入所療養介護（第五十九条—第六十六条）

第十一章 特定施設入居者生活介護（第六十七条—第七十八条）

第十二章 福祉用具貸与（第七十九条—第八十五条）

第十三章 特定福祉用具販売（第八十六条—第八十八条）

第十四章 雑則（第八十九条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等)

第三条 条例第九条（条例第二十七条の四、条例第三十二条、条例第四十三条、条例第四十七条、条例第六十一条、条例第七十条、条例第七十八条、条例第九十条、条例第九十二条、条例第百九条、条例第百十八条、条例第二百九条、条例第二百十一条及び条例第二百二十条において準用する場合を含む。）、条例第九十七条、条例第二百二十四条（条例第百四十五条、条例第百四十五条の三、条例第百五十一条及び条例第百六十四条（条例第百七十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、条例第百七十九条第一項及び条例第百九十四条第一項の規則で定める明示方法は、利用申込者又はその家族の希望に基づき、電子情報処理組織（利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と当該利用申込者から居宅サービスの提供の申込を受けた者（以下この条において「申込先事業者」という。）の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であつて次に掲げる方法により提供する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げる方法

イ 電磁的記録を申込先事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 申込先事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法

- 2 利用申込者又はその家族が第四項の承諾をし、又は当該承諾をしない旨の申出をした場合には、前項第一号ロに掲げる方法による提供をしようとする申込先事業者は、その旨を申込先事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
- 3 第一項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 申込先事業者は、第一項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供についての文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 一 第一項各号に規定する方法のうち申込先事業者が使用する方法
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 5 前項の承諾を得た申込先事業者は、当該承諾を得た後であっても、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を文書を交付する方法により明示しなければならない。

(居宅サービス計画に含まれる計画)

第四条 条例第十三条（条例第二十七条の四、条例第三十二条、条例第四十三条、条例第四十七条、条例第六十一条、条例第七十条、条例第七十八条、条例第九十条、条例第九十二条、条例第百九条、条例第百十八条、条例第百三十四条（条例第百四十五条において準用する場合を含む。）、条例第百四十五条の三、条例第百五十一条、条例第百六十四条（条例第百七十四条において準用する場合を含む。）、条例第二百九条、条例第二百十一条及び条例第二百二十条において準用する場合を含む。）の規則で定める計画は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「法施行規則」という。）第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画とする。

第二章 訪問介護

(サービス提供責任者の要件)

第五条 条例第六条第四項（条例第二十七条の四で準用する場合を含む。）の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）附則第二条第二項の規定により行うことができることとされた同法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号の規定による

指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者

二 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）による改正前の法施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程又は一級課程を修了した者

三 三年以上介護等の業務に従事した者であって、法施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了したもの

（要介護認定の申請に係る援助）

第六条 指定訪問介護事業者は、要介護認定を受けていない者から指定訪問介護の提供の申込みを受けた場合には、当該利用申込者に係る要介護認定の申請が行われているかどうかを確認しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用者の要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当学会議（条例第二十一条第三項第三号に規定するサービス担当学会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第十条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第十一条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第十三条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第十四条 指定訪問介護事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なく指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合

（勤務体制の確保等）

第十五条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問介護を提供することができるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十六条 削除

(重要事項の揭示)

第十七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、条例第二十二条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。
- 3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(広告)

第十八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第十八条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域との連携等)

第十九条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(会計の区分)

第二十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第二十一条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 訪問介護計画

二 条例第十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第十七条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

(管理者の責務)

第二十二条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章に規定する事項を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(共生型訪問介護の事業に関する準用)

第二十二条の二 第六条から前条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条第二項第二号中「条例第十四条」とあるのは「条例第二十七条の四において準用する条例第十四条」と、同項第三号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第二十七条の四において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第四号中「条例第二十七条第二項」とあるのは「条例第二十七条の四において準用する条例第二十七条第二項」と読み替えるものとする。

(基準該当訪問介護の事業に関する準用)

第二十三条 第六条から第八条まで及び第十条から第二十二条までの規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十二条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例第二十二条」と、第二十一条第二項第二号中「条例第十四条」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例第十四条」と、同項第三号中「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例第二十六条第二項」と、同項第四号中「条例第二十七条第二項」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例第二十七条第二項」と、同項第五号中「第十四条」とあるのは「第二十三条において準用する第十四条」と読み替えるものとする。

第三章 訪問入浴介護

(勤務体制の確保等)

第二十三条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第二十四条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 条例第四十三条において準用する条例第十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 条例第三十九条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 条例第四十三条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 条例第四十三条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

五 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録
(準用)

第二十五条 第六条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条及び第二十二条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第四十二条」と読み替えるものとする。

(基準該当訪問入浴介護の事業に関する準用)

第二十六条 第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三条の二及び第二十四条の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第十二条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例第四十二条」と、第二十四条第二項第一号から第三号までの規定中「条例第四十三条」とあるのは「条例第四十七条」と、同項第四号中「次条」とあるのは「第二十六条」と読み替えるものとする。

第四章 訪問看護

(居宅介護支援事業者等との連携)

第二十七条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第二十八条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
- 一 条例第五十六条第二項の規定による主治の医師による指示の文書
 - 二 訪問看護計画書
 - 三 訪問看護報告書
 - 四 条例第六十一条において準用する条例第十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 五 条例第五十五条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 六 条例第六十一条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録
 - 七 条例第六十一条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録
 - 八 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

(準用)

第二十九条 第六条、第七条、第九条から第十八条まで、第十九条、第二十条及び第二十二条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十一条中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等（条例第四十九条第一項に規定する看護師等をいう。以下同じ。）」と、第十五条から第十七条までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第六十条」と読み替えるものとする。

第五章 訪問リハビリテーション

(記録の整備)

第三十条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 訪問リハビリテーション計画

二 条例第七十条において準用する条例第十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第六十七条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第七十条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第七十条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

(準用)

第三十一条 第六条、第七条、第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十七条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十一条中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等（条例第六十三条第一項に規定する理学療法士等をいう。以下同じ。）」と、第十五条から第十七条までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第六十九条」と読み替えるものとする。

第六章 居宅療養管理指導

(記録の整備)

第三十二条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 条例第七十八条において準用する条例第十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 条例第七十六条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 条例第七十八条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 条例第七十八条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

五 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

(準用)

第三十三条 第六条、第七条、第十一条から十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十七条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十一条及び第十五条から第十七条までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第十一条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第七十七条」と読み替えるものとする。

第七章 通所介護

(勤務体制の確保等)

第三十四条 指定通所介護事業者は、利用者に対し、適切な指定通所介護を提供することができるよう、指定通所介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

(地域との連携等)

第三十五条 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第三十六条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 通所介護計画

二 条例第九十条において準用する条例第十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第八十五条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第九十条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第八十九条の三第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

(準用)

第三十七条 第六条から第十条まで、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第八十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(共生型通所介護の事業に関する準用)

第三十八条 第六条から第十条まで、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二条、第三十四条から第三十六条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第九十二条において準用する条例第八十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第三十六条第二項第二号及び第四号中「条例第九十条」とあるのは「条例第九十二条」と、同項第五号中「条例第八十九条の三第二項」とあるのは「条例第九十二条において準用する条例第八十九条の三第二項」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第三十八条」と読み替えるものとする。

第三十九条から第四十一条まで 削除

(基準該当通所介護の事業に関する準用)

第四十二条 第六条から第八条まで、第十条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二条及び第三十四条から第三十六条までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第十二条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内

容」と、第十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第十七条第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第百九條において準用する条例第八十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十六条第二項第二号及び第四号中「条例第九十條」とあるのは「条例第百九條」と、同項第五号中「第八十九條の三第二項」とあるのは「条例第百九條において準用する条例第八十九條の三第二項」と、同項第五号中「次條」とあるのは「第四十二條」と読み替えるものとする。

第八章 通所リハビリテーション

第四十三條 削除

(記録の整備)

第四十四條 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 通所リハビリテーション計画

二 条例第百十八條において準用する条例第十四條の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第百十四條第五号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第百十八條において準用する条例第二十六條第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第百十八條において準用する条例第二十七條第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 次條において準用する第十四條の規定による市町村への通知に係る記録

(準用)

第四十五條 第六條、第七條、第九條、第十條、第十二條から第十四條まで、第十七條、第十九條、第二十條、第二十二條、第二十七條及び第三十四條の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第七條中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十七條第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第百十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第二十二條中「管理者」とあるのは「管理者（条例第百十六條第一項の規定により管理を代行する者を含む。）」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

(食事)

第四十六条 指定短期入所生活介護事業者（ユニット型指定短期入所生活介護事業者を除く。以下同じ。）は、栄養並びに利用者の心身の状況及びし好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(健康管理)

第四十七条 指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第四十八条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に対する必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第四十九条 指定短期入所生活介護事業者は、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(地域等との連携)

第五十条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民と連携し、及び協力するなど、地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第五十一条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 短期入所生活介護計画

二 条例第百三十四条において準用する条例第十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第二百二十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第三百三十四条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第三百三十四条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

(準用)

第五十二条 第六条、第七条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条（第二項を除く。）、第二十条、第二十二条及び第三十四条の規定は、指定短期入所生活介護の事業（ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く。）について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第三百三十二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定短期入所生活介護の事業に関する食事)

第五十三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及びし好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が、相互に社会的関係を築くことができるよう、利用者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(ユニット型指定短期入所生活介護の事業に関するその他のサービスの提供)

第五十四条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者のし好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(ユニット型指定短期入所生活介護の事業に関する勤務体制の確保)

第五十五条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供することができるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

（ユニット型指定短期入所生活介護の事業に関する準用）

第五十六条 第四十七条、第四十八条及び第五十条から第五十二条（第三十四条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十一条第二項第二号、第四号及び第五号中「条例第百三十四条」とあるのは「条例第百四十五条において準用する条例第百三十四条」と、同項第三号中「条例第百二十七条第五項」とあるのは「条例百四十条第七項」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第五十六条において準用する第五十二条」と、第五十二条中「条例第百三十二条」とあるのは「条例第百四十二条」と読み替えるものとする。

（共生型短期入所生活介護の事業に関する準用）

第五十六条の二 第六条、第七条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条（第二項を除く。）、第二十条、第三十四条、第四十六条から第五十一条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第百四十五条の三において準用する条例第百三十二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第五十一条第二項第二号中「条例第百三十四条」とあるのは「条例第百四十五条の三」と、同項第三号中「条例第百二十七条第五項」とあるのは「条例第百四十五条の三において準用する条例第百二十七条第五項」と、同項第四号及び第五号中「条例第百三十四条」とあるのは「条例第百四十五条の三」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第五十六条の二」と読み替えるものとする。

（基準該当短期入所生活介護の事業に関する指定通所介護事業所等との連携）

第五十七条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に条例第百四十六条に規定する指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（基準該当短期入所生活介護の事業に関する準用）

第五十八条 第六条、第七条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条（第二項を除く。）、第二十条、第二十二條、第三十四条及び第四十六条から第五十一条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十二条中「内容、当

該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第十七条第一項中「条例第二十二條」とあるのは「条例第百五十一條において準用する第百三十二條」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第四十七条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第五十一条第二項第二号、第四号及び第五号中「条例第百三十四條」とあるのは「条例第百五十一條」と、同項第三号中「条例第百二十七條第五項」とあるのは「条例第百五十一條において準用する条例第百二十七條第五項」と、同項第六号中「次條」とあるのは「第五十八條」と読み替えるものとする。

第十章 短期入所療養介護

（食事の提供）

第五十九条 指定短期入所療養介護事業者（ユニット型指定短期入所療養介護事業者を除く。以下同じ。）は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及びし好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の自立の支援に配慮し、利用者が、できる限り離床して食堂で食事を行うよう努めなければならない。

（その他のサービスの提供）

第六十条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（記録の整備）

第六十一条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 短期入所療養介護計画

- 二 条例第百六十四條において準用する条例第十四條の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- 三 条例第百五十七條第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第百六十四条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第百六十四条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

(準用)

第六十二条 第六条、第七条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第十九条（第二項を除く。）、第二十条、第二十二条、第三十四条及び第五十条の規定は、指定短期入所療養介護の事業（ユニット型指定短期入所療養介護の事業を除く。）について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第百六十二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定短期入所療養介護の事業に関する食事)

第六十三条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及びし好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が、相互に社会的関係を築くことができるよう、利用者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(ユニット型指定短期入所療養介護の事業に関するその他のサービスの提供)

第六十四条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者のし好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(ユニット型指定短期入所療養介護の事業に関する勤務体制の確保)

第六十五条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供することができるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

(ユニット型指定短期入所療養介護の事業に関する準用)

第六十六条 第六十一条及び第六十二条（第三十四条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第六十一条第二項第二号、第四号及び第五号中「条例第百六十四条」とあるのは「条例第百七十四条において準用する条例第百六十四条」と、同項第三号中「条例第百五十七条第五項」とあるのは「条例第百六十九条第七項」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第六十六条において準用する第六十二条」と、第六十二条中「条例第百六十二条」とあるのは「条例第百七十一条」と読み替えるものとする。

第十一章 特定施設入居者生活介護

第六十七条及び第六十八条 削除

(サービスの提供の記録)

第六十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際しては当該開始の日及び利用者が入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の提供の終了に際しては当該終了の日を、当該利用者の被保険者証に記載しなければならない。

(口腔(くう)衛生の管理)

第六十九条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔(くう)の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(健康管理)

第七十条 指定特定施設(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するものを除く。)の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、利用者の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第七十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第七十二条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者和その家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第七十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めておかねばならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、当該確認の結果等を記録しなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第七十四条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、地域住民と連携し、及び協力するなど、地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第七十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 特定施設サービス計画
- 二 条例第百八十一条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第百八十三条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 条例第百八十八条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 条例第百八十八条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録
- 六 第七十三条第三項の規定による結果等の記録
- 七 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録
(準用)

第七十六条 第六条、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を除く。）について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第百八十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に関する記録の整備)

第七十七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 特定施設サービス計画
- 二 条例第百九十五条第二項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- 三 条例第百九十七条第八項の規定による結果等の記録
- 四 条例第百九十八条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 条例第百九十八条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録
- 六 条例第百九十八条において準用する条例第百八十一条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

七 条例第百九十八条において準用する条例第百八十三条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

八 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

九 次条において準用する第七十三条第三項の規定による結果等の記録

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に関する準用)

第七十八条 第六条、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二条、第六十九条及び第七十一条から第七十四条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二条」とあるのは「条例第百九十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第七十三条第一項及び第五項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

第十二章 福祉用具貸与

(福祉用具の保管又は消毒の委託等)

第七十九条 条例第二百二条第一項(条例第二百十一条において準用する場合を含む。)の規則で定める方法は、次に掲げる基準を満たす方法により、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者へ委託等する方法とする。

一 福祉用具(条例第百九十九条に規定する福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の保管又は消毒を他の事業者へ委託等する契約の内容において、当該保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保すること。

二 福祉用具の保管又は消毒を行わせる他の事業者の業務の実施状況を定期的に確認し、当該確認の結果等を記録すること。

(適切な研修の機会の確保並びに必要な知識及び技能の向上等)

第八十条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽(さん)に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(衛生管理等)

第八十一条 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。ただし、第七十九条に規定する方法により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合には、この限りでない。

(重要事項の掲示及び目録の備え付け)

第八十二条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、条例第二百七条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、当該指定福祉用具貸与事業所の取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第八十三条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 福祉用具貸与計画

二 条例第二百九条において準用する条例第十四条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第二百五条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

四 条例第二百九条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第二百九条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 第七十九条第二号の規定による結果等の記録

七 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

(準用)

第八十四条 第六条から第十四条まで、第十八条、第十九条、第二十条、第二十二條及び第三十四條の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条第二項ただし書中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に適切な助言」と、第十一条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十二条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十三条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十四條第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(基準該当福祉用具貸与の事業に関する準用)

第八十五条 第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十八条、第十九条、第二十条、第二十二條、第三十四條及び第八十條から第八十三條までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において第八条第二項中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に適切な助言」と、第十一条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十二条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十四條第二項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第八十二條第一項中「条例第二百七條」とあるのは「条例第二百十一條において準用する条例第二百七條」と、第八十三條第二項第二号から第四号までの規定中「条例第二百九條」とあるのは「条例第二百十一條」と、同項第六号中「次條」とあるのは「第八十五条」と読み替えるものとする。

第十三章 特定福祉用具販売

(保険給付の申請に必要な書類の交付)

第八十六条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けた場合は、次に掲げる書面を利用者に交付しなければならない。

一 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称、販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

二 領収書

三 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要を記載した書面

(記録の整備)

第八十七条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 特定福祉用具販売計画

二 条例第二百十六条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第二百十八条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

四 条例第二百二十条において準用する条例第二十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第二百二十条において準用する条例第二十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置の記録

六 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

(準用)

第八十八条 第六条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十二条、第三十四条、第八十条及び第八十二条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条第二項中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に適切な助言」と、第十一条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十四条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第八十条及び第八十二条第三項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第八十二条第一項中「条例第二百七条」とあるのは「条例第二百二十条において準用する条例第二百七条」と読み替えるものとする。

第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第八十九条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（条例第十二条第一項（条例第二十七条の四、条例第三十二条、条例第四十三条、

条例第四十七条、条例第六十一条、条例第七十条、条例第七十八条、条例第九十条、条例第九十二条、条例第百九条、条例第百十八条、条例第百三十四条（条例第百四十五条において準用する場合を含む。）、条例第百四十五条の三、条例第百五十一条、条例第百六十四条（条例第百七十四條において準用する場合を含む。）、条例第百八十八条、条例第百九十八条、条例第二百九条、条例第二百十一条及び条例第二百二十条において準用する場合を含む。）及び第六十九条（第七十八条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年八月二九日規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年四月一日規則第三七号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月二八日規則第一一号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日規則第二一号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二二日規則第二一号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。（後略）

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第六条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第二十三条の二第三項（新指定居宅サービス等基準規則第二十六条において準用する場合を含む。）及び第七十三条第四項（新指定居宅サービス等基準規則第七十八条において準用する場合を含む。）並びに第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第十八条第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第二十六条において準用する場合を含む。）及び第六十九条第四項（新指定介護予防サービス等基準規則第七十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

附 則（令和六年三月二八日規則第一二号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第八条の規定は、令和六年六月一日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。）第十四条第三項（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護老人保健施設基準規則」という。）第十三条第三項の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第十七条第三項（新指定居宅サ

ービス等基準規則第二十二條の二、第二十三條、第二十五條、第二十六條、第二十九條、第三十一條、第三十三條、第三十七條、第三十八條、第四十二條、第四十五條、第五十二條（新指定居宅サービス等基準規則第五十六條において準用する場合を含む。）、第五十六條の二、第五十八條、第六十二條（新指定居宅サービス等基準規則第六十六條において準用する場合を含む。）、第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定居宅サービス等基準規則第八十二條第三項（新指定居宅サービス等基準規則第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第七條の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第二十條第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第二十六條、第二十九條、第三十一條、第三十三條、第四十二條、第四十六條（新指定介護予防サービス等基準規則第五十二條において準用する場合を含む。）、第五十五條の二、第五十七條、第五十九條（新指定介護予防サービス等基準規則第六十三條において準用する場合を含む。）、第七十二條及び第七十七條において準用する場合を含む。）の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定介護予防サービス等基準規則第八十二條第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第九條の規定による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護医療院基準規則」という。）第十四條第三項（新介護医療院基準規則第二十二條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護医療院の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第十條の規定による改正後の社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。）第十四條第三項（新軽費老人ホーム基準規則第十九條、附則第五條において準用する場合を含む。）

の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームの設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(口腔(くう)衛生の管理に係る経過措置)

- 3 この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準規則第六十九条の二及び新指定介護予防サービス等基準規則第六十八条の二の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。